

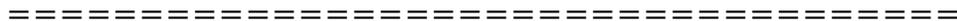


東証メールマガジン

CLUB CABU News No.2738

2011.5.25

<http://www.tse.or.jp/>



【本日の目次】

1.市場トピックス

- ◆所属部の指定についてのお知らせ(市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定)

2.市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

3.証券取引等監視委員会からの寄稿



※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の3.を抜粋しております。



3.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No36

証券検査について(その10)

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

「証券検査について(その6)」からは、2月8日に公表した、「投資助言・代理業者に対する検査結果について」を採り上げ、今回は、検査結果に基づく具体的問題事例のうち、2 投資助言・代理業上の不適切な行為の一つである、「(1)顧客に対する情報提供が不適切な状況(著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等)」を紹介し、業者の方々における自律的改善を求めるとともに、投資者の皆様への問題点の予兆や業者の説明等に不信感を持たれた場合に係る注意喚起を行うこととした。

今回も、前回に引き続き、具体的事例のご紹介を行うこととしたい。

今回は、前回の2 投資助言・代理業上の不適切な行為のうち、もう一つの類型である「(2)基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況(法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等)」を採り上げたい。

今回ご紹介する「(2)基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況(法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等)」が問題となる理由は、投資助言・代理業者は、金融庁、財務局等による監督上の必要性等の観点から、一定の帳簿書類(法定帳簿)の作成及び保存(金融商品取引法第47条)、

事業報告書の提出(同法第47条の2)並びに金融庁、財務局等からの報告徴取命令に対する報告等(同法第56条の2第1項)などを行わなければいけないこととされている金商法の規制に反することが問題となるものである。

すなわち、検査において、顧客に対する助言内容を記録した書面等の法定帳簿が作成・保存されていなかった事例、財務諸表に虚偽の計数を記載したり、投資助言業務の状況(契約件数や投資助言報酬の額)について虚偽の数字を記載した事業報告書を提出した事例、第二種金融商品取引業の変更登録を受けることなく集団投資スキームへの出資勧誘を行っていることを隠蔽する目的で、財務局からの報告徴取命令に対して虚偽の報告を行っていた事例など、多数の法令違反行為が認められた。これらのうち、財務超過の状況を隠蔽する目的で虚偽の計数を記載した事業報告書等を提出するなどしていたものや財務局からの報告徴取命令に対して虚偽の報告を行っていたもの4先については、違反行為の重大性・悪質性に鑑み、行政処分を求める勧告を行った。

上記以外にも、投資助言・代理業者は、一定の事実が発生した場合において、金融庁、財務局等への届出(同法第31条、第50条及び第50条の2)を行わなければならないこととされているが、登録事項に変更があった場合、顧客から訴訟を提起され訴訟の当事者となった場合等において、届出を行っていない事例が多数認められた。

具体的には、以前「(1)投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況」で採り上げた、(株)アイエスオーは、無登録による有価証券の売買に加えて、事業報告書の作成に当たり、当社が債務超過に陥っている状況であることを当局に知られることを回避する目的で、短期借入金を過少計上するなど虚偽の計数を記載した事業報告書を作成し、財務局長に提出したところであり、違法行為の全体像に鑑み、当委員会は行政処分勧告を行い、金融庁から3カ月の業務停止命令と業務改善命令を受けている。

また、おなじく「(1)投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況」で採り上げた、(株)モーゲージ・サポートは、第二種金融商品取引業への変更登録を受けることなくファンドへの出資の勧誘を行っていたものであるが、当社は、そうした登録を受けずに業務を行っていることを隠蔽する目的で、金商法第56条の2第1項に基づき行われた報告徴取命令に対して、1)ファンドの申込者の数及び申込金額について過少な数値とする、2)当社は自らの業務が第二種金融商品取引業に該当することを認識しながら、投資助言業務の範囲内であると認識しているとする、などの虚偽の報告を行った。こうした違法行為の全体像に鑑み、当委員会は行政処分勧告を行い、金融庁から登録取消し及び業務改善命令を受けている。

このように、基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況(法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等)は、業者が、本来遵守すべき義務を、違法行為を行っているが故に、これを隠蔽しようとしたりする中で発生するケースがある。この場合、当局の対応が遅れることにより、投資家保護が遅れるおそれも生じるものであり、決して「単なる報告ミス」といった認識で対応されるべき問題ではないのである。

今般、投資助言・代理業に関し、経営者の法令遵守意識の欠如を原因とする

違法行為が相次いでいることから、これまでの連載で述べさせていただいたような、制度上の勧告や検査の強化を行っているところであるが、まずもって、業者各々が、帳簿作成・報告の遵守といった最も基本的な動作から法令に忠実に行動されることが肝心であり、それあってこそ当局の検査対応が実効性を有するのである。虚偽の内容ばかり報告される業態に対して、事後的検査を中心とした対応では、投資家保護が適切に図られ難いのは自明である。

今後も法令違反が減少せず、経営者の自覚の向上も見られないことから違反行為の悪質化・重大化が進むようでは、一層の規制強化も含めた議論が必要となるおそれもあることを最後に申し述べておきたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■ 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>